

平成27年度 地方分権改革に関する提案募集への提案項目

序号	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
1	土地利用 (農地除く)	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大	都市計画法に基づく都市計画の変更のうち道路(県管理国道)に関するものについて、国土交通大臣の協議が不要となる軽易な変更の対象を拡大し、手続の簡素化及び時間短縮を図る。	都市計画法省令第13条第3号イ	国土交通省	○手続の簡素化による事務の迅速化	中国地方知事会
2	土地利用 (農地除く)	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る。(実績報告等については継続する。)	林業・木材産業改善資金助成法の施行について(H15.6.11農林水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	○手続の簡素化による事務の効率化	中国地方知事会
3	土地利用 (農地除く)	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国から求められている貸付事業計画承認の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る。(実績報告等については継続する。)	林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知)等	農林水産省 (林野庁)	○手続の簡素化による事務の効率化	中国地方知事会
4	土地利用 (農地除く)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項, 第14項	国土交通省	○手続の簡素化による事務の迅速化	
5	医療・福祉	高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象期間の拡大	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格(看護師等)を取得するため養成機関で修業する場合、修業期間中は高等職業訓練促進給付金が毎月支給されるが、現行では支給期間の上限が2年となっているので、この上限を撤廃する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号, 第31条の10	厚生労働省	○ひとり親家庭の自立促進 ○ひとり親家庭の生活の安定	中国地方知事会

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
6	医療・福祉	病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和	病児・病後児保育施設への保育士、看護師等の配置について、施設に隣接している病院等に保育士、看護師等がいること、又は利用児童がいる日のみの配置でも可とする。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府 厚生労働省	○地域の実情に応じた病児・病後児保育の普及	中国地方知事会
7	医療・福祉	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とする。	予防接種実施規則第5条の2	厚生労働省	○施設入所児童等への迅速・適切な対応	中国地方知事会
8	医療・福祉	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	満18歳となった後も児童福祉施設への入所又は里親への委託が延長されている者について、児童相談所の一時保護(又は適当な者への委託)措置を実施できるようにすること。	児童福祉法第4条第1項、第31条、第33条	厚生労働省	○措置延長児童に対する迅速・適切な対応	中国地方知事会
9	医療・福祉	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い、結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業も対象外になることから、施策の基盤となる基礎的・共通的事業については、継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	地域少子化対策強化事業実施要領 地域少子化対策強化交付金交付要綱	内閣府	○地域における少子化対策の推進	中国地方知事会
10	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたが、施設整備に係る国庫財源は厚生労働省所管と文部科学省所管に分割され、交付金事務の流れも異なることから、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	厚生労働省 文部科学省	○交付の流れの一元化による事務の効率化	中国地方知事会

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
11	環境・衛生	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、例えば、排水口における水量水質に全く変更がなくても、特定施設を更新するだけで事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているため、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、汚濁負荷量の増加がある場合に限定する。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	環境省	○汚濁負荷量が増加しないケースにおいて手続を簡素化することによる事業活動の迅速化・円滑化	中国地方知事会
12	その他	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の都道府県への委託による実施の見直し	労使関係総合調査は、都道府県知事に委託することとされているが、都道府県の事務負担の軽減を図るため、民間委託に切り替えるなど、制度及び調査方法の抜本的な見直しを図る。	統計法第19条に規定される「一般統計調査」として、総務大臣の承認を得て、毎年実施 労使関係総合調査事業に係る委託要綱第3条	厚生労働省	○都道府県の事務負担の軽減	中国地方知事会
13	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る。(実績報告等については継続する。)	沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	○手続の簡素化による事務の効率化	中国地方知事会